

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会  
公共工事安全推進計画・概要版

1 目的

本計画は、「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約」第2条に規定する目的を達成するために、喜多方建設事務所が発注する公共工事の安全対策を、発注者及び請負業者が一体となって、組織的及び効率的に推進するために策定する。

2 基本方針

「公共工事の労働災害及び公衆災害の撲滅」を目指す。

3 推進体制

- (1) 本計画は、協議会で推進する。
- (2) 基本方針を達成するため、毎年、事故の原因や傾向等を分析のうえ、次記の推進計画に上げる事業を選択しながら、年間の事業計画を作成し、総会で決定する。

4 推進計画

(1) 事故防止に関する指導及び助言

安全パトロールによる指導及び助言  
・合同（年2回） ・発注者単独、請負業者単独（随時） ・臨時（必要に応じて）

(2) 事故防止対策に関する啓蒙活動

啓蒙活動  
・安全対策に関する発表会 ・安全講話 ・研修会（事故事例集を活用）  
・標語募集（現場へ掲示）・特記仕様書に記載（安全に関する現場条件等）  
・施工計画書の拡充 ・ホームページの拡充

(3) 事故防止対策の実施状況の進行管理

進行管理  
・各事業の進行管理（幹事会が行う）

(4) その他本会の目的を達するために必要な事業

発注者及び請負業者の全職員に浸透させるための対策（形骸化防止）  
・職員の能力向上策（事例に基づく訓練、ロールプレイング） ・表彰

5 適用年月日

平成27年6月12日以降適用する。